

## 個別検診などの実施期間を延長

受診機会の拡大のため、登録保険医療機関で実施する健診・検診の実施期間を延長します。この機会にぜひ受診してください。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、延期や中止になる場合があります。最新の情報は、広報きりゅうや市ホームページで確認していただくか、各登録保険医療機関にお問い合わせください。

**対象の健診・検診**＝わたらせ健康診査、プレわたらせ健康診査、大腸がん検診、胃がんリスク検診、ピロリ菌検診、前立腺がん検診、肝炎ウイルス検診の個別検診

**実施期間**＝12月28日（水）まで

**問い合わせ**＝健康長寿課成人保健係（☎内線267）



▲5月下旬に郵送した封筒をご確認ください。

## 新型コロナウイルス対策 原油価格・物価高騰対応支援金

新型コロナウイルス感染症拡大の影響に加え、原油価格や原材料などの物価高騰のあおりを受けている事業者のなかで、特に影響が大きい業種を営む市内事業者を支援するため支援金を支給します。

必要書類や申請方法などは、10月末までに市ホームページなどでお知らせします。

**対象業種**＝建設業、製造業、運輸業、郵便業、卸売業、小売業、洗濯業、理容業、美容業、廃棄物処理業、自動車教習所事業者

**対象者**＝①②のいずれかに該当する事業者

①市内に事業所を有する法人

②本市の住民基本台帳に記録のある個人事業主

**支給要件**＝売上高または粗利益について、令和4年1月から9月までのいずれかの月の額が令和3年の同月の額と比較して10パーセント以上減少していること。※比較対象期間については特例を設ける予定  
**支給額**＝法人20万円、個人事業主10万円※1事業者につき1回限り

**問い合わせ**＝商工振興課新型コロナウイルス経済対策室（☎内線590・690）

## 子どもがつくるまち ミニきりゅう2022 参加者募集

「ミニきりゅう」は、子どもたちがつくる、子どもたちだけの、子どもたちのための仮想のまちです。

参加する子どもたちは、たくさんの職業のなかから好きな仕事を体験できます。仕事をすると、ミニきりゅう専用通貨（ミニル）で給料が支払われ、納税をした後に、まちのなかで使うことができます。

働くことやお金を使うことを通して、仕事の楽しさや社会の仕組み、お金の大切さなどを遊びながら学ぶイベントです。

**問い合わせ**＝青少年課青少年係（☎47 - 2184）

▶参加者を募集します

**期日**＝11月5日（土）・6日（日）

**時間**＝午前10時～午後4時（11月6日は午後3時30分まで）



**場所**＝青年の家

**募集人数**＝各日300人（応募者多数の場合は抽せん）

**対象**＝小学校1～6年生※原則、会場内での保護者の付き添いはできません。

**申し込み**＝ミニきりゅう実行委員会ホームページ（<https://www.minikiryu.com/>）へ。

▶子ども会議で準備を進めています

桐生市とみどり市の小学校4～6年生のうち、応募があった48人が、自らのまちをつくるため「子ども会議」を行っています。

会議では、「公共チーム」「製作チーム」「販売・サービスチーム」「アミューズメントチーム」「飲食チーム」に分かれ、ミニきりゅう2022に向けて準備を進めています。

7月31日（日）に行われた第3回子ども会議では、「ミニきりゅう市長選挙」が行われ、まちのリーダーとなる市長と副市長が選出されました。

市長：齋藤はなさん（みどり市立笠懸北小学校6年生）、副市長：秋山愛理さん（桐生市立相生小学校6年生）、副市長：星野有真さん（みどり市立大間々東小学校6年生）

## 狂犬病予防注射（集合注射）

狂犬病予防法により、犬の飼い主は、犬の登録と狂犬病予防注射を受けさせることが義務づけられています。飼い主は、必ず市に犬を登録し、狂犬病予防注射を年に1回、集合注射か動物病院のどちらかで受けさせてください。

なお、動物病院で受ける場合は、あらかじめ料金を各病院にご確認ください。

**対象**＝生後91日以上の子犬

**費用**＝3,500円※未登録の場合は、別途3,000円（登録料）がかかります。

**問い合わせ**＝地域づくり課生活安全担当（☎内線465）

### ルールを守って飼いましょう



- ・エサや水をきちんと与える
- ・犬のふんなどの汚物をきちんと処理する
- ・飼っている犬が死亡した場合は必ず市へ届け出る
- ・飼い犬と一緒に市外へ転出した場合は、転出先の市区町村で手続きをする

### 集合注射の日程

| 期日            | 時間            | 会場             |
|---------------|---------------|----------------|
| 10月18日<br>(火) | 10:00 ～ 11:00 | 新里総合センター駐車場    |
|               | 13:00 ～ 14:00 | 黒保根町保健センター     |
| 10月20日<br>(木) | 10:00 ～ 10:30 | 相生公民館          |
|               | 11:00 ～ 11:30 | 川内公民館          |
|               | 13:30 ～ 13:50 | 総合福祉センター（体育館前） |
|               | 14:20 ～ 14:40 | 青年の家（駐車場）      |
|               | 15:10 ～ 15:30 | 梅田公民館          |

### 市が委託している動物病院

| 病院         | 場所      | 電話番号      |
|------------|---------|-----------|
| 相生動物病院     | 相生町二丁目  | 55 - 1404 |
| カール動物病院    | 新里町新川   | 74 - 5651 |
| 桐生中央動物病院   | 三吉町二丁目  | 47 - 0743 |
| クマさんの動物診療所 | 仲町一丁目   | 46 - 0747 |
| 小曾根動物病院    | 相生町二丁目  | 54 - 2299 |
| 新桐生駅前動物病院  | 広沢町二丁目  | 54 - 1443 |
| 田島動物病院     | 広沢町間ノ島  | 52 - 9209 |
| ヒロサワ動物病院   | 広沢町四丁目  | 53 - 2121 |
| マサキ動物病院    | 本町三丁目   |           |
| みどりの森動物病院  | みどり市笠懸町 | 40 - 5521 |

## 不動産合同公売

群馬県と県内の市町が合同で、差し押さえた不動産の公売を実施します。

桐生市の公売予定物件のほか、各執行機関の公売

### 桐生市の公売予定物件（4件）

|   | 公売財産<br>(公簿上による表示)                     | 公売保証金 | 見積価額<br>(最低公売価額) | 備考    |
|---|----------------------------------------|-------|------------------|-------|
| 1 | 菱町二丁目1757番1<br>畑300㎡、外 土地4件            | 46万円  | 454万円            | 非課税財産 |
| 2 | 浜松町二丁目772番1<br>宅地365.37㎡、外 土地12件、建物2件  | 99万円  | 9,880万円          | 混在財産  |
| 3 | 東三丁目1028番3<br>宅地33.05㎡、外 土地3件          | 22万円  | 216万円            | 非課税財産 |
| 4 | 東久方町一丁目128番11<br>宅地47.20㎡、外 土地18件、建物3件 | 195万円 | 1,948万円          | 混在財産  |

物件についても、納税課（市役所1階）、新里・黒保根支所、市ホームページに案内があります。

**期日・時間**＝公売保証金納付期間…11月1日（火）～18日（金）、入札期間…11月7日（月）～18日（金）、開札…11月22日（火）午前10時

**問い合わせ**＝納税課納税担当（☎内線362・363）

## 11月6日（日） 第20回 図書館フェスティバル

図書館について知り、本に親しむイベントです。

当日はイベント開催に伴い、1階の新聞雑誌コーナーと2階の参考資料室・読書室が利用できません。また、前日準備のため、11月5日（土）は新聞雑誌コーナーの利用が午後4時までとなります。

期日＝11月6日（日）

時間＝午前10時～午後3時

場所＝図書館、中央公民館

問い合わせ＝図書館調査係（☎47 - 4341）



### 開催イベント

| イベント名          | 内容                                                                                             |
|----------------|------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 市民古本市          | 市民の皆さんから寄付していただいた本を出品します。                                                                      |
| おはなしのへや        | 子どもを対象に、絵本の読み聞かせを行います。                                                                         |
| めったに見られない！絵本比べ | 講談社絵本の昔と今を比べます。                                                                                |
| 布の絵本展示         | 桐生婦人団体連絡協議会の皆さんが手作りした布の絵本作品を展示します。                                                             |
| 館内イベント         | ・桐生市マスコットキャラクター「キノピー」1日図書館長<br>・ブックコートサービス<br>・しおりやコマ作りキットの配布<br>・Rinnが奏でるアコーディオン＆ブラネタリウム投影 など |

※各イベントの開催時間については、市ホームページなどをご覧ください。

▶市ホームページ  
第20回図書館フェスティバル



## 11月10日（木） 臨時年金相談会

日本年金機構は、11月を「ねんきん月間」と位置付け、公的年金制度の普及・啓発に取り組んでいます。臨時の年金相談会を開設しますので、ぜひご利用ください。

期日＝11月10日（木）

時間＝午前10時～午後3時30分

場所＝新里支所1階 相談室

持ち物＝運転免許証などの本人確認書類、基礎年金番号が分かるもの※本人が来所できない場合には委任状が必要

### 内容

#### ①国民年金保険料納付相談

募集人数＝10人程度（先着順）

#### ②年金相談・年金手続き

募集人数＝5～8人程度（予約優先）

申し込み＝電話で桐生年金事務所（☎44 - 2311）へ。

問い合わせ＝桐生年金事務所（☎44 - 2311）、市民課年金担当（☎内線273）



## “織都桐生”案内人の会と歩く 新宿周辺の水路紀行



一般社団法人桐生市観光物産協会では、「一桐生織物の昔と今をめぐる―“織都桐生”案内人の会と歩く 新宿周辺の水路紀行」と題し、昔を物語る産業遺産と桐生織物の今を水路に沿って訪ねるツアーを開催します。

錦町から新宿周辺にかけて今もゆったりと流れ続ける水路に沿って散策し、現在の桐生を代表する2か所の繊維工場の展示室を見学します。※およそ4キロメートルの距離を3時間かけて歩きます。

期日＝10月13日（木）

時間＝午前9時30分～午後0時30分（予定）

募集人数＝30人（先着順）

費用＝300円※当日徴収します

申し込み＝10月3日（月）午前10時から電話でシルクル桐生（☎32 - 4555）へ。



## 国民年金第3号被保険者の人、 こんな時は手続きが必要です

国民年金の「第3号被保険者（厚生年金や共済年金に加入している配偶者に扶養されている20歳以上60歳未満の人）」は、配偶者が転職、退職、死亡したときや、65歳になったとき、または本人の

収入増、離婚などで、配偶者の扶養でなくなった場合には、手続きをして、保険料を納めなければなりません。該当する人は、市民課年金担当（市役所1階）または新里・黒保根支所市民生活課で手続きしてください。

問い合わせ＝市民課年金担当  
（☎内線273）、桐生年金事務所（☎44 - 2311）

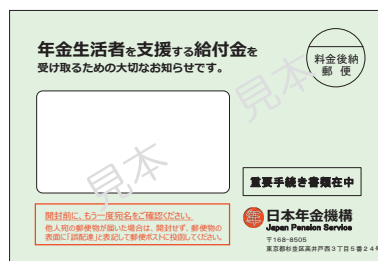


## 新たに年金生活者支援給付金を 受給する人へ

一定の条件を満たす、老齢基礎年金（65歳以上）・障害基礎年金・遺族基礎年金の受給者には、年金生活者支援給付金が支給されていますが、新たに対象となる人には、9月上旬に日本年金機構から年金生活者支援給付金請求書（ハガキ様式）が郵送されています。給付金を受けるためには請求が必要になりますので、まだ請求していない人は、必要な

事項を所定の様式に記入のうえ、すみやかに日本年金機構へ提出してください。

問い合わせ＝市民課年金担当（☎内線273）、給付金専用ダイヤル（☎0570 - 05 - 4092）



◀日本年金機構が  
郵送した封筒

## 後期高齢者医療被保険者証は 10月から「だいたい色」です

| 後期高齢者医療被保険者証      |  |
|-------------------|--|
| 有効期限<br>交付年月日     |  |
| 被保険者番号            |  |
| 住所                |  |
| 氏名                |  |
| 生年月日              |  |
| 資格取得年月日           |  |
| 発効期日              |  |
| 一部負担金の割合          |  |
| 保険者番号並びに保険者の名称及び印 |  |



新しい被保険者証を  
同封し発送した封筒



10月1日から使える新しい被保険者証は、「だいたい色」です。9月中旬に発送しましたので、ご確認ください。

### ▶医療費の自己負担割合に「2割」を追加

同日から、保険医療機関の窓口で支払う医療費の自己負担割合に「2割」が加わり、「1割」「2割」「3割」の3区分となりました。

「2割」の人は、「3割」の人（現役並み所得

者）を除き、次のとおり一定以上所得がある人です。

- ①同一世帯に被保険者が1人の場合…住民税課税所得28万円以上145万円未満かつ年金収入にその他の合計所得を加えた金額が200万円以上の人
- ②同一世帯に被保険者が2人以上の場合…住民税課税所得28万円以上145万円未満かつ年金収入にその他の合計所得を加えた金額の合計が320万円以上の人

「3割」の人の条件は変わらず、住民税課税所得145万円以上です。また、住民税非課税世帯の人は「1割」となります。

### ご注意ください

お手元にある「水色」の「限度額適用・標準負担額減額認定証」と「限度額適用認定証」は、令和5年7月31日までの有効期限となりますので、破棄しないようお願いします。

問い合わせ＝2割負担導入に関すること…群馬県後期高齢者医療広域連合専用コールセンター（☎027 - 331 - 9133）、群馬県後期高齢者医療広域連合（☎027 - 256 - 7171）、その他に関すること…医療保険課医療助成係（☎内線257・260・272）